令和８年１０月５日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
棚倉森林管理署長　佐藤　健司

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出ください。

記

１．件　　名　　第４号物件　事務用品外　　※詳細については、別紙仕様書のとおり

２．納入期限　　令和８年１１月３０日（月）

３．納入場所　　棚倉森林管理署（〒963-6131　福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘７３－２）

４．見積書等提出の日時・場所　　日時：令和８年１０月２２日（木）１７時まで
場所：棚倉森林管理署　総務グループ
※電子調達システムによる見積提出が原則ですが、持参または郵便による提出も可。

５．必要な資格等　　下記の①もしくは②のいずれかに該当する者
①令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」の競争参加資格を取得していること。
②関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録され、「物品の製造」又は「物品の販売」の資格を有する者

６．提出書類　　①見積書（見積書は物品ごとの内訳が分かりかつ、消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入ください。担当者名及び連絡先も必須）
②令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し（５の資格を証明できる書類の写し）
※郵送の場合は上記書類を封緘し、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きで記載のうえ、提出ください。

７．その他　　（１）見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。
（２）契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
（３）例示品と同等の品質・企画を満たす物品で見積を希望する場合は、１０月１６日１５時までに提案書とカタログ等をメールで送付の上、事前に担当者の了承を得てください。
（４）本契約に係る契約書の作成は省略します。

（担　当：総務グループ　経理担当）
（電　話：０２４７－３３－３１１１）
（E-mail：ks_tanagura_postmaster@maff.go.jp）

契 約 条 件 書（売買）

1　この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。

2　乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

　甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。

3　検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。

4　乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。

5　乙は天災その他不可抗力による場合のはか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第４項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した遅滞違約金を甲に支払うものとする。

6　乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。

7　甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

8　引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれたかしがあった場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。

9　甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。

10　前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

11　この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

仕　　様　　書

1．物件名　　第４号物件　事務用品外

番号	物品名	例示品		規格・品質等	数量	単位
		メーカー名	品名・品番			
1	クリヤーホルダー	コクヨ	品番:4175-1336	厚さ:約0.2mm　再生PP50% グリーン購入法適合商品　1セット(10枚入×3)	7	セット
2	ファイリングホルダー	コクヨ	品番:フ-GHW750T	2穴あき　マチ付き 10mm グリーン購入法適合商品　1パック(10枚入)	30	パック
3	ホッチキス	プラス	品名:ホッチキス強力タイプ 品番:ST-050E	ホッチキス強力タイプ　とじ枚数:PPC用紙約2枚 ～130枚　使用針:№50(6・10・15mm) 色:ブルー	1	個
4	ホッチキス針	プラス	品番:No.50(15mm)	ホッチキス針　大型No.50(15mm) 100本つづり×20	3	箱
5	クリップボード	キングジム	品番:8315クロ	カバー付　グリーン購入法適合商品　サイズ:A4 収納枚数:100未満　種類;クリップ式	3	個
6	カッター	NT	品名:NTカッターA型 品番:A-300	サイズ:145mm×18mm×10mm 色:オフホワイト	5	本
7	名札セット	コクヨ	品名:名刺セットPET名刺青 品番:ナフ-S185B	グリーン購入法適合商品 カード寸法:56×91mm	10	個
8	台車			固定ハンドル式　スチール製　耐荷重:300kg 色:ブルー	1	台
小　計						
消費税						
合　計					60	

上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

２．納入

①　納入場所は棚倉森林管理署とする。

②　納入数は上記のとおりとする。

３．責任の所在

①　物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

４．その他

①　詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

提　案　書

分任支出負担行為担当官
　棚倉森林管理署長　殿

令和８年　　月　　日提出

商号又は名称
　代表者役職氏名

令和８年１０月５日公告の物件番号４号のオープンカウンターに係る納入物品について、下記のとおりです。
　なお、記載事項に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

所属部課名：
担当者氏名：
電話番号：
ＦＡＸ番号：
メールアドレス：

以下、森林管理署担当者　記入欄

森林管理署 担当者提案書 確認欄	

別紙　　第　　号物件　　提案書内訳　　商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提案のある		提案品		要求仕様に対する対応
番号	物品名	メーカー名	品名・型番	

（注１）パンフレット等により、提案する物品の仕様が明らかな場合はパンフレット等の添付をもって要求仕様に対する対応の記載に替えることができる。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

（平成 23 年 12 月 19 日 23 関経第 161 号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて）

（目的）

第１条　関東森林管理局署等所掌の契約を随意契約により行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則(昭和 37 年大蔵省令第 52 号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（見積者の資格）

第２条　見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

（見積り等）

第３条　見積者は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2　見積者は、見積書（様式第 1 号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。

　ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）により見積書を提出する場合は、同システムにおいて見積書を作成し、見積依頼書に示した日時までに提出し、見積書受付票を受理しなければならない。

3　見積者は、見積書を郵便をもって提出する場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等宛ての親展で提出しなければならない。

4　押印を省略した見積書であり、契約担当官等が認めた場合、電子メールで見積書を提出することができる。

5　見積者は、見積書を提出した後は、見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6　見積者が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第 2 号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

7　見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第 3 号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

（見積りの取りやめ）

第３条の２　見積者は見積書を提出するまでは、いつでも見積りを取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積合わせを行う場合も、また同様とする。

２　前項の場合において、見積者は、辞退届を電子入札システム等の入力画面上において作成の上、見積書の提出期限までに電子入札システム等により提出し、又は辞退届（様式第４号）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届（様式第４号）又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出するものとする。

３　見積りを取りやめた者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な見積りの確保）

第３条の３　見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

（見積合わせの取りやめ等）

第４条　見積者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の見積り）

第５条　次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

一　委任状を提出しない代理人のした見積り

二　記名を欠く見積り

三　金額を訂正した見積り

四　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

五　同一事項の見積りについて同一人が２通以上なした見積り又は見積者若しくはその代理人が他の見積者の代理をした見積り

六　見積書の提出期限後に到達した見積り

七　暴力団排除に関する誓約事項（様式第３号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

八　見積りについて契約担当官等が示した以外の条件を付した見積り

九　その他、見積りに関する条件に違反した見積り

２　見積書提出後、随意契約の相手方を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

一　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき

二　前項の事実が判明したとき

（見積書等の取扱い）

第６条 提出された見積書等は、開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

（契約の相手方の決定）

第７条　見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

２ 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第１回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第３回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第３回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、２回を限度とするものとする。

３ 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。

４ 第２項の見積りには、第５条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。

５ 郵便による見積りを行った者がある場合において、直ちに再度の見積りを行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の見積りを行う。

６ 契約の相手方となるべき見積をした者が２人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。

７ 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積者で当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書等の提出）

第８条　契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方を決定した日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

２ 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

３ 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

４ 当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第９条に定める対象建設工事である場合は、第１項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第 12 条第１項の規定に基づく説明及び第 13 条第１項の規定に基づ

く協議を行わなければならない。

5　契約担当官等が見積依頼において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、契約相手方が電子入札システム等により見積りを行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第１項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書の案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

第９条　契約の相手方は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

２　前項の保証人は、次に掲げる基準に適合している者から選定しなければならない。

当該業務の請負契約について、「農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について」（平成 12 年 12 月 1 日付け 12 経第 1859 号大臣官房経理課長通知）第 31 条に規定する指名基準に該当する者で契約の相手方と同等またはそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

３　前項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

（異議の申立）

第 10 条　見積者は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第 11 条　この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この要領は、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 1 月 25 日から適用する。

附則

この通知は、令和 5 年 2 月 9 日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和 8 年 5 月 1 日以降に入札公告等を行う契約から適用する。

様式第１号（第３条）

見　　積　　書

年　　月　　日

担当官
　　長
　　殿

（見積者）
住　　所

商号又は名称
代表者氏名

（代理人）
氏　　名

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし　　の代金

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）

1　金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
2　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。
3　なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

様式第２号（第３条）

委　　任　　状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

１　見積年月日　　年　　月　　日

２　件　　名

３　見積書提出に関する一切の件

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長
殿

※　本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

様式第３号（第３条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

様式第４号（第３条の２）

辞　　退　　届

年　　月　　日

担当官
　　長
　　殿

（ 見積者 ）
住　　所

商号又は名称
代表者氏名

（ 代理人 ）
氏　　名

件　　名

上記について、都合により見積りを辞退します。

（注意事項）

1　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

2　本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

別紙

１．見積合わせに参加する者に必要な資格等

（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（３）関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）（１）～（３）のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

２．見積書の提出先

棚倉森林管理署　総務グループ　経理担当　（TEL０２４７-３３-３１１１）

〒９６３-６１３１　福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘７３－２

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きして下さい。

※見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 棚倉森林管理署長」として下さい。

３．契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書を作成します。（契約金額により省略する場合もあります。）

４．その他

（１）参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

（２）見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

（３）契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。